

◆経済財政運営と改革の基本方針 2014・閣議決定

「幼児教育の無償化」が骨太の方針 2014 に盛り込まれる

政府は、6月24日、経済財政諮問会議の答申を受けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2014 (骨太の方針)」を閣議決定しました。会議で安倍首相は関係閣僚に、「結婚、妊娠、出産、育児への切れ目ない支援が重要。強力に推進してほしい」と指示し、国の予算を育児分野にこれまでより重点的に配分し、第3子以降の子どもを産み育てやすくする方針とのことです。

「経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針)」の内容は、次のとおりです。

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2)教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

(4)少子化対策

子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

(参考)

「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

【主な取組】

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

・保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する就園奨励事業を実施する地方公共団体に対し、所要経費の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助を引き続き実施することにより、幼稚園への就園を推進する。

また、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付を創設する際には、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減が図られるものとなるようにする。この状況も踏まえつつ、幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。

[今号は1枚]